

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	市営住宅に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

人吉市は、市営住宅に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

熊本県人吉市長

公表日

平成29年4月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅に関する事務
②事務の概要	<p>・公営住宅法(昭和26年法律第193号)の規定に基づき、健康で文化的な生活を営むための住宅を整備するとともに、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>①住宅入居時の入居資格の確認 ②住宅入居時の家賃・敷金の決定 ③入居後における収入状況の確認等 ④住宅の家賃減免の決定</p>
③システムの名称	住宅管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 19、35の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第18条、第26条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】31、54の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】なし 【情報照会】第22条、第28条</p> <p>・人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年人吉市条例第32号)第4条第2項 別表第2 【情報提供】8、34、35、38、51の項 【情報照会】35、38の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部 管理課
②所属長	管理課長 廣田 稔
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>人吉市役所 建設部 管理課 市営住宅係 〒868-0072 熊本県人吉市西間下町118番地1 電話0966-22-2111(代表)</p> <p>人吉市役所 総務部 総務課 法制係 〒868-8601 熊本県人吉市下城本町1578番地1 電話0966-22-2111(代表)</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	人吉市役所 建設部 管理課 市営住宅係 〒868-0072 熊本県人吉市西間下町118番地1 電話0966-22-2111(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】なし【情報照会】31、54の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)【情報提供】なし【情報照会】第22条、第28条 ・人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年人吉市条例第32号。)第4条第2項 別表第2【情報提供】8、33、34、37、50の項【情報照会】34、37の項 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】なし【情報照会】31、54の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)【情報提供】なし【情報照会】第22条、第28条 ・人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年人吉市条例第32号。)第4条第2項 別表第2【情報提供】8、34、35、38、51の項【情報照会】35、38の項 	事後	
平成29年4月20日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	管理課長 東 和人	管理課長 廣田 稔	事後	